

高崎都市計画地区計画の変更

高崎都市計画地区計画（高操南口駅前通り線周辺地区）を次のように変更する。

名 称		高操南口駅前通り線周辺地区 地区計画		
位 置		高崎市下之城町、倉賀野町の各一部		
面 積		約 5.9 ha		
地区計画の目標		<p>当地区は高崎市中心部から南東約 3.5km に位置し、高崎操車場跡地周辺土地地区画整理事業により道路、公園等の公共施設を中心とした整備が進められています。</p> <p>本地区は、人にやさしいまちづくりをテーマとし、市民 1 人 1 人が安全で住みやすい居住環境を整備するために、建築物の用途の混在による住環境の悪化や、屋外広告物の氾濫などを未然に防止し、ゆとりある良好な住環境の形成を目的とします。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	土地地区画整理事業により、道路（6m～18m）や公園等が整備されるので、その機能が損なわれないよう維持、保全をし、土地地区画整理事業地全体との調和のとれたまちづくりを行うため、建築物の規制誘導を推進し、住宅地を中心とした合理的な土地利用を図ります。		
	建築物等の整備の方針	<p>① 住宅を中心とした居住環境を損なわないよう、風俗営業、その他これらに類する建築物の用途を制限します。</p> <p>② ゆとりある空間を創出し、調和のとれた居住空間が形成されるよう、敷地の細分化を防止するため建築物の敷地面積の最低限度を定めます。</p> <p>③ 調和のとれた居住空間が形成されるよう、高さの最高限度を定めます。</p>		
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	あらゆる人々の利便性に配慮するために地区内のさまざまな施設に対し、積極的にユニバーサルデザインの導入を図ります。		
地区整備計画	地区の区分		A1 ゾーン	A2 ゾーン
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	第一種住居地域の用途制限を受ける。	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> <p>② 射的場、勝馬投票券発売所等</p> <p>③ カラオケボックスその他これに類するもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	敷地面積の最低限度	160 m ²
		建築物等の高さの最高限度	20m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物の外壁及び屋根の色は、周辺との調和のとれた落ち着いた色彩のものとする。 ② 屋外広告物は、周辺の環境に配慮した落ち着いた色調とし、蛍光塗料などけばけばしい色彩の塗料を使用してはならず、発光を伴うものは連続して動光等が変化しないものとする。 ③ 壁面広告は、表示される建築物の高さを超えないものとする。 ④ 屋上広告物の高さは、地盤面から20mを超えてはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路との境界線に沿ってかき又はさく等を設置する場合は、周辺の環境との調和を図るため、原則として生垣等による緑化に努める。

地区計画新旧対照表（高操南口駅前通り線周辺地区）

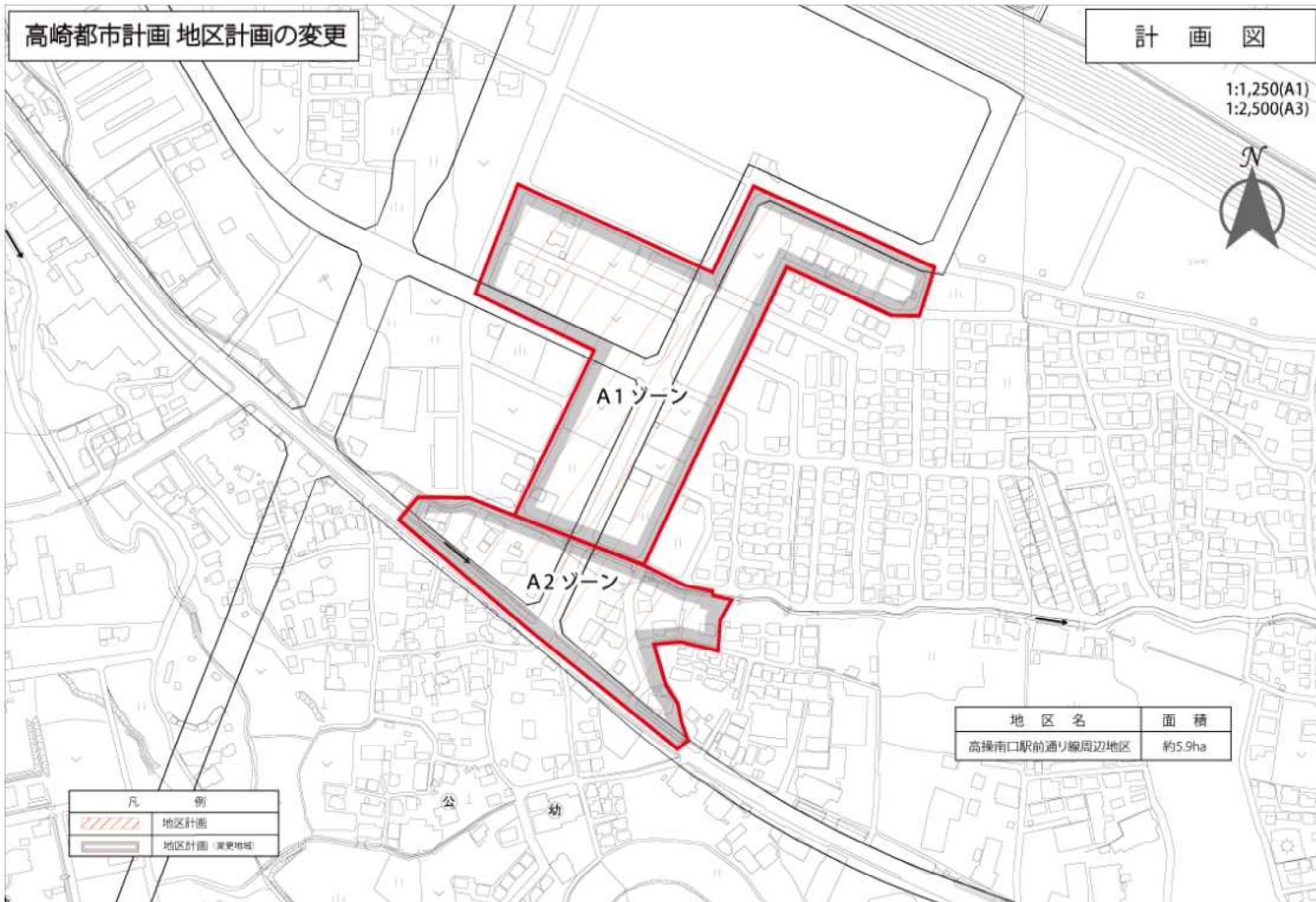
		変更前	変更後
名称		高操南口駅前通り線周辺地区	高操南口駅前通り線周辺地区
位置		高崎市 下之城町、倉賀野町の各一部	
面積		約 5.9 ha	
地区計画の目標		同 左	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>土地地区画整理事業により、道路（6m～18m）や公園等が整備されるので、その機能が損なわれないよう維持、保全をし、土地地区画整理事業地全体との調和のとれたまちづくりを行うため、建築物の規制誘導を推進し、住宅地を中心とした合理的な土地利用を図ります。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>① 住宅を中心とした居住環境を損なわないよう、風俗営業、その他これらに類する建築物の用途を制限します。</p> <p>② ゆとりある空間を創出し、調和のとれた居住空間が形成されるよう、敷地の細分化を防止するため建築物の敷地面積の最低限度を定めます。</p> <p>③ 調和のとれた居住空間が形成されるよう、高さの最高限度を定めます。</p>	
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>あらゆる人々の利便性に配慮するために地区内のさまざまな施設に対し、積極的にユニバーサルデザインの導入を図ります。</p>	

地区整備計画	建築物等の用途の制限	A1ゾーン		A1ゾーン
		第一種住居地域の用途制限を受ける。		同 左
		A2ゾーン		A2ゾーン
		建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び同条第6項から第11項までに規定する営業の用に供するもの ② 射的場、勝馬投票券発売所等 ③ カラオケボックスその他これに類するもの		建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの ② 射的場、勝馬投票券発売所等 ③ カラオケボックスその他これに類するもの
	敷地面積の最低限度	160㎡		同 左
	建築物等の高さの最高限度	20m		
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	① 建物の外壁及び屋根の色は、周辺との調和のとれた落ち着いた色彩のものとする。 ② 屋外広告物は、周辺の環境に配慮した落ち着いた色調とし、蛍光塗料などけばけばしい色彩の塗料を使用してはならず、発光を伴うものは連続して動光等が変化しないものとする。 ③ 壁面広告物は、表示される建築物の高さを超えないものとする。 ④ 屋上広告物の高さは、地盤面から20mを超えてはならない。		
	垣又はさくの構造の制限	道路との境界線に沿ってかき又はさく等を設置する場合は、周辺の環境との調和を図るため、原則として生垣等による緑化に努める。		

高崎都市計画 地区計画の変更

計 画 図

1:1,250(A1)
1:2,500(A3)



A1ゾーン

A2ゾーン

凡	例
	地区計画
	地区計画(変更地域)

地区名	面積
高操南口駅前通り線周辺地区	約5.9ha